

## 魅力ある建設業への転換

### はじめに

建設業を取り巻く環境は、建設投資は平成4年度（84兆円）をピークとして、現在は約6割の水準（52.3兆円）まで減少し、公共投資にみれば半減という厳しい状況にある。この間建設業の許可業者数は60万から8万業者程減少したが、低価格による受注が増加し、企業経営を圧迫し、建設産業は従来の経営方法からの脱却を迫られている。

このような現状の中、国土交通省は「建設産業政策2007」を平成19年6月に公表し、具体化に向けての取組みを進めてきている。

今回は建設産業政策研究会がまとめたもののうち骨子である「今後の建設産業政策」の全文を掲載することとした。

なお全体は①建設業をとりまく環境分析、②建設事業に関わる企業の産業構造の転換の促進、③今後の建設産業政策の提案とから構成されている。

### 今後の建設産業政策

#### 1. 目的

建設業を取り巻く状況が大きく変化しつつある中、建設産業政策は、「産業構造の転換」、「建設生産システムの改革」、「ものづくり産業を支える『人づくり』の推進」という3つの大きな改革の方向を見据えつつ、以下の3つの目的の達成に向けて実施されるものでなければならない。

##### (1) 技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

建設投資が急激に減少する中で、今ある建設企業の全てが建設市場に生きることは極めて困難であり、過剰供給構造の是正に向けた再編・淘汰は避けられない状況にある。

「技術力・施工力・経営力に優れた企業」が生き残り、成長することを促す競争を実現できるよう、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤の確立に取り組むとともに、並行して、再編の取組や技術と経営による競争を促進するための取組等を通じ、産業構造の転換を促進していくことが必要である。

##### (2) エンドユーザーに対するVFM<sup>a)</sup>の実現

建設業が、「脱談合」時代に対応し、失われた国民の信頼を回復するため、建設生産システムを、建設生産物のエンドユーザーに対し、対価に対して最も価値の高いサービスを提供すること

(VFM)を目的とするものへと再構築していくことが要請されている。工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用や、対等で透明性の高い建設生産システムの構築等に取り組むことが必要である。

##### (3) 魅力ある産業への転換

建設産業の将来的な発展を支える優秀な技術者・技能者の確保・育成・評価等、ものづくり産業を支える「人づくり」に産業全体として取り組むことにより、賃金労働時間等を改善し、建設産業が生涯を託し得る「魅力ある産業」へと転換していくことが可能となると考える。

またIT化の進展や技術開発の促進に資する取組への支援を通じ、建設産業の生産性を向上し、今後予想される生産年齢人口の減少にも対応していくことが可能になると考える。

この3つの目的に沿った建設産業政策の実施を通じ、建設産業が、「国民の信頼回復」・「産業としての活力回復」を一日も早く実現するとともに、我が国経済社会・地域コミュニティ、国際社会の貢献を行うことが必要である。

#### 2. 建設産業政策

建設産業政策の3つの目的、「技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備」、「エンドユーザーに対するVFMの実現」、「魅力ある産業への転換」の実現に向け、本研究会における2度の中間取りまとめを受けて実施されているものを含め、当面、次のような施策を講ずる必要がある。

また、地方公共団体においては、地域の建設産業の振興とその実現にも資する入札契約制度のあり方について、当該地方公共団体の実情に応じた施策を講じていくことが求められている。その際、例えば都道府県建設業審議会の活用等を通じ、学識経験者や建設産業関係者の意見を幅広く聴くことが必要である。

##### (1) 公正な競争基盤の確立 — Compliance —

談合等不正行為の廃絶と法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力の向上のための大前提である。一括下請負、極端な低価格による受注に伴う下請・労働者へのしわ寄せの防止の徹底等により、まじめに努力する者が損をすることがない公正な競争環境を整備することが何よりも重要である。

このため、法令遵守は喫緊の課題であり、行政としても法令違反行為に対して厳格に対応することが求められている。特に最近では、事後チェック型行政への転換の中で、建設産業のみならず他の産業においても、消費者保護等の観点から、市場の番人として行政による法令違反行為に対する対応の強化が求められている。

<sup>a)</sup> VFM：Value for Money

- ① ルールの明確化と法令遵守の徹底
- ・法令遵守推進体制の強化のための「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設
  - ・法令違反行為を明確化するための「建設業法令遵守ガイドライン」の策定
  - ・建設工事の施工の適正化のための一括下請負の全面的禁止等（建設業法改正）
  - ・公共工事からの暴力団排除・資金源の遮断のための暴力団員等による不当介入時の警察当局への通報・発注機関への報告の義務付け
- ② 法令違反行為に対するペナルティの強化
- ・談合廃絶のための営業停止期間の最長期間の延長の検討
  - ・経営事項審査における虚偽申請の防止のためのペナルティの強化
  - ・建設生産物の安全性を確保するための建設業者、建築士等の違法行為に対する罰則の強化（建設業法、建設基準法、建築士法改正）
  - ・法令遵守の状況を評価するための経営事項審査の見直し
- ③ 消費者等に対する情報の提供
- ・消費者による選択・監視の強化のための建設業者のネガティブ情報（監督処分、指名停止等）の公開
  - ・消費者が安心して取引できる環境を整備するための建設業許可情報（代表者名、許可番号、工事経歴、財務諸表等）のインターネットによる公開
  - ・企業の経営状況を適切に評価するためのセグメント別（土木部門、建築部門、海外部門等）の利益情報の開示
- ④ 海外建設市場への展開に対する支援
- ・海外展開を促進するための専門情報のデータベースの整備、指導・助言を行うアドバイザー制度の創設
  - ・インフラ PPP<sup>b)</sup> 事業の案件形成の支援、多様な海外プロジェクトの資金需要に対応するためのインフラファンドの設立等ファイナンス面の強化
  - ・地方の中堅・中小建設業者の海外進出を促進するためのモデル事業の実施
  - ・環境・省エネ建設技術をテーマとする国際交流会議の開催等の検討
  - ・トップセールス、二国間交流会議等による我が国建設企業のプレゼンス強化
  - ・ODA 事業における我が国建設技術の積極的活用のための対応策の検討
- ⑤ 官民の役割分担の見直し、建設企業の活動領域の拡大
- ・民間事業者の資金・技術・ノウハウを活用するための PFI、指定管理者制度の活用
  - ・フィービジネス市場の拡大のための CM・PM 方式の活用の推進
  - ・建設コンサルタントの活用、建設コンサルタントの技術水準の確保のための資格認定等の仕組みの検討
  - ・中堅・中小企業の農業分野等の進出を促進するためのモデル事業等の実施
- ⑥ 技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革 — Competition —
- 技術と経営を磨き、よりよい仕事をしたことが次の仕事につながるような「良い環境」を作ることを基本的な考え方としつつ、談合等不正行為のない、公正性、透明性、競争性の高い入札契約制度を導入し、価格と品質が総合的に優れた最も価値の高い調達を実現することが求められている。
- このため、国・地方公共団体を通じ、競争性・透明性の高い一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を行うとともに、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大を進めることが重要である。
- なお、アメリカにおける入札ボンドはいわゆる 3C（Capital（資金力）、Character（過去の工事経歴）、Capacity（契約遂行能力））を審査し、市場における的確な絞り込み機能を果たしているとのことである。今後、我が国の実情を踏まえながら、入札ボンドに更なる機能を付加するか検討する必要がある。
- また、近年の工事において、極端な低価格による受注が多発している。このような受注は、社会資本の品質低下、下請・労働者へのしわ寄せ等を通じ、エンドユーザーへのサービスの低下や建設産業の疲弊を招くおそれがある。コスト面でみても、維持管理段階におけるコストの増加等に見込まれ、トータルで見た場合かえってコスト
- ① 企業の経営判断を阻害しない制度設計
- ・企業の再編を促進するための経営事項審査における企業集団評価制度の創設
  - ・企業の自由な経営活動を阻害しないための技術者制度の見直しの検討
- ② 再編のインセンティブの付与
- ・企業の再編を促進するための産業活力再生特別措置法の活用（事業分野別指針の見直し、運用弾力化）によるインセンティブ付与の検討
- ③ 建設市場からの円滑な転出を促進するためのモデル事業等の実施
- ・中小建設業者の企業連携（合併、事業承継等）等を促進するための資金調達支援の検討
- ④ 再編への取組の促進 — Challenge —
- 建設産業においては、過剰供給構造の是正に向けた更なる再編・淘汰は不可避な状況にあり、再編を促進する環境整備を進めていく必要がある。
- 個々の企業が合併等再編に向けた経営判断を行おうとする場合の阻害要因について見直すとともに、再編に向けたインセンティブを付与するための施策を講じていく必要がある。
- また、海外建設市場への進出、川上・川下市場への進出、さらにはこれまで建設産業が本格的に進出してこなかった農業、福祉、環境等の分野への進出等、企業の新たな市場への挑戦を支援することは、各企業の経営と自由度の拡大に寄与するものであり、行政としても、再編促進のための環境整備と同様の視点に立って、積極的に支援していく必要がある。
- <sup>b)</sup> PPP : Public Private Partnership

## 統 計

ト高になる可能性がある。公正取引委員会が一部企業に対して不当廉売のおそれがあるとして警告を行う事例も発生しており、今後、公正取引委員会との連携を強化を図るとともに、極端な低価格による受注に伴う弊害の発生を防止するための取組を強化していく必要がある。

さらに、地方公共団体が一般競争方式の対象範囲を拡大するに当たっては、当該地方公共団体の体制、工事の様態・規模、建設業者の特性等を総合的に勘案しつつ、同様の特性を持った企業間での競争が促進されるよう適切な市場設定を行うとともに、地域社会への貢献等が総合評価や資格審査において適切に評価されるような取組が必要である。

### ①価格と品質、技術と経営による競争の促進

- ・「技術力・施工力・経営力に優れた企業」が成長できる競争環境のための一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充
- ・市場機能を活用するための入札ボンドの導入促進、入札ボンドへの更なる機能の付加の検討
- ・公共工事における公正な企業評価のための経営事項審査の見直し

### ②地域の実情に応じた入札契約制度の見直し

- ・工事の様態・規模、建設業者の特性に応じた市場の設定のための適切な発注標準、入札参加条件の設定等
- ・地域社会への貢献等が適切に評価される「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」の普及促進
- ・JV制度の活用あり方の検討
- ・工事の様態・規模に応じた中堅・中小企業の上位等級工事への参入促進

### ③低価格入札対策の強化

- ・価格と品質に優れた公共調達を実現するための施工体制の総合評価方式の拡充
- ・極端な低価格での受注による公共工事の品質確保への支障を防止するための低入札価格調査制度における、品質確保ができないおそれがある場合の明確化と特別重点調査の実施
- ・地方公共団体における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における失格基準の導入・拡大の促進
- ・下請・労働者へのしわ寄せ防止、適正な施工の確保のための建設業許可部局による緊急立入調査の強化
- ・公正取引委員会との連携の強化

## (4) 対等で透明性の高い建設生産システムの構築

### — Collaboration —

建設生産システムは、建設生産のエンドユーザーに対し、対価に対して最も価値の高いサービスを提供すること（VFM）を目的とし、その目的は、技術力・施工力・経営力に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を通じて実現されるべきものである。

このような建設生産システムの実現のため、「脱談合」時代に対応し、発注者、設計者、施工者が対等な関係に立ち、それぞれの役割・責任分担を明確化し、透明性を向上させることが求められている。

特に、公共発注者は、自らの能力・体制、工事の様態に応じて、

設計施工一括発注方式、CM・PM方式等多様な調達手段を活用することが求められている。

また、元請下請関係についても、法令遵守の徹底、元請下請間の役割・責任分担の明確化、コスト構造の透明化を図ることにより、片務性を是正し、両者の対等な関係の構築を促進する必要がある。

### ①多様な調達手段の活用

- ・高度な技術を要する工事等における詳細設計付発注方式、設計・施工一括発注方式、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）等の活用
- ・高度な技術提案を要する案件等に対する多段階審査方式等の活用の検討
- ・設計者選定におけるプロポーザル方式の活用
- ・発注者の能力・体制の補完のためのCM・PM方式の活用及び推進体制の整備（CM方式活用協議会（仮称）の設置）
- ・事前の設計協力、設計変更、工事管理等のソフト的価値、マネジメント業務に対する適正な金銭的評価の促進
- ・建設コンサルタントの技術水準の確保のための資格認定等の仕組みの検討（再掲）
- ・現行の会計制度の課題（予定価格制度、維持管理の一括発注等）の検討

### ②役割・責任分担の明確化と透明性の向上

- ・設計思想の共有、条件変更への対応等のための発注者、設計者、施工者による三者協議の活用の推進
- ・請負契約をめぐる紛争の簡易・迅速・妥当な解決の促進のための建設工事紛争審査会での紛争処理に関する時効中断効等の創設（建設業法の改正）
- ・建築物の安全性の確保等のための高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化（建築士法改正）
- ・元請下請関係の是正、コスト構造の透明化の観点からの施工体制事前提出方式の検討
- ・英国等でのパートナーリング（建設生産における対立構図を排除し、関係者が信頼関係をベースに共通の目標に向かって取り組む手法）の実施状況を踏まえた新たな「日本型パートナーリング」の検討

### ③適切な元請下請関係の構築

- ・法令遵守推進体制の強化のための「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設（再掲）
- ・法令違反行為を明確化するための「建設業法令遵守ガイドライン」の策定（再掲）
- ・元請・下請の役割・責任分担を明確化するための建設生産システム合理化推進協議会の機能拡充、施工条件・範囲リストの拡充・普及促進
- ・下請代金の保全のための支払ボンド制度の導入等の検討
- ・下請企業の資金調達の円滑化のための下請セーフティネット債務保証事業、ファクタリング事業等の支援

## (5) ものづくり産業を支える「人づくり」

## — Career Development —

建設生産は、屋外・単品・受注生産であり、事業ごとに異なる施工条件・施工内容等の中で、優れた技術者・技能者がその技術力や技能をいかに発揮できるかによって生産の成否が大きく左右される。

このように建設産業は「人」で成り立つ産業であり、建設産業を支える優秀な人材確保・育成とその評価は、建設産業が魅力ある産業に転換する上で不可欠である。

人口減少・少子高齢化が今後進行していく中、今後大量に退職期を迎える団塊の世代の再雇用や女性の建設産業への進出の促進、日本人と同等の処遇の確保を前提とした外国人技能実習制度の活用も検討すべきである。

また、IT化の進展や技術開発の促進に資する標準化等の取組への支援を通じ、建設産業の生産性を向上させることにより、今後予想される生産年齢人口の減少にも対応していくことが可能になるものである。

## ①人材の確保・育成，処遇の改善

## (イ) 技術者・技能者の評価，処遇の改善等

- ・技術者の継続教育（CPD<sup>c)</sup> の評価に向けた検討
- ・建設産業において生産性の向上，品質の確保を図るための基幹技能者に対する経営事項審査，総合評価方式における評価の検討
- ・優秀な技能者や人材育成に係る先進的で特色のある取組を行う企業等に対する顕彰
- ・法令遵守の徹底
- ・事業者団体を通じた建設労働者の一時的な送付・受入を可能にするための改正建設労働者雇用改善法の活用の促進

## (ロ) 技術・技能の向上・承継

- ・技術・技能の承継に関する基本的な仕組みの検討
- ・事業者団体等が行う熟練技能者やOBを指導役として活用した若手技能者の技能取得等に資する先駆的先進的な取組への支援
- ・技術者・技能者の業種横断的教育訓練機関の活用促進
- ・地場の伝統技術・技能の承継のためのモデル事業促進
- (ハ) 将来の人材の育成強化等
- ・専門高校と地域の建設業界が連携した将来の人材育成の強化方策の検討
- ・女性を積極的に育成・活用する方策の検討
- ・外国から受け入れた研修・技能実習生の活用についての検討
- ② IT等の技術開発の推進
- (イ) 建設産業のネットワーク力の向上
- ・元請下請問の見積書や注文書等の交換の電子化により建設業者の業務を効率化するためのCI-NET<sup>d)</sup>の普及促進
- ・中堅・中小建設業におけるITの導入を促進するためのモデル事業等の実施の検討
- (ロ) 民間における技術開発の促進
- ・新技術活用システム（NETIS<sup>e)</sup>の活用による新技術情報の収集と共有化，民間事業者等が開発した新技術の公共工事への導入

以上，建設産業政策研究会  
「建設産業政策2007より」

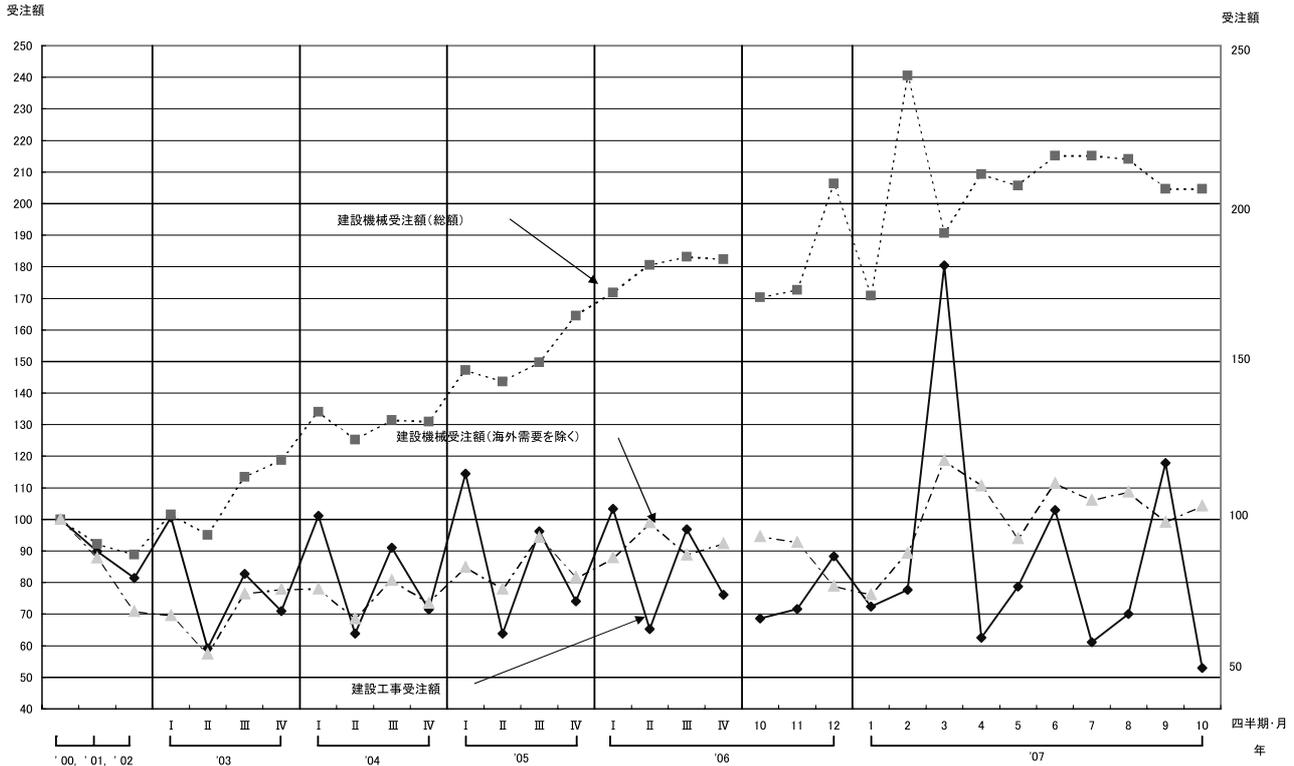
c) CPD：Continuing Professional Development

d) CI-NET：Construction Industry NETwork

e) NETIS：New Technology Information System

建設工事受注額・建設機械受注額の推移

建設工事受注額:建設工事受注動態統計調査(大手50社) (指数基準 2000年平均=100)  
 建設機械受注額:建設機械受注統計調査(建設機械企業数24前後) (指数基準 2000年平均=100)



建設工事受注動態統計調査(大手50社)

(単位:億円)

年月	総計	受注者別						工事種別		未消化 工事高	施工高
		民間			官公庁	その他	海外	建築	土木		
		計	製造業	非製造業							
2000年	159,439	101,397	17,588	83,808	45,494	6,188	6,360	104,913	54,526	180,331	160,536
2001年	143,383	90,656	15,363	75,293	39,133	6,441	7,153	93,605	49,778	162,832	160,904
2002年	129,862	80,979	11,010	69,970	36,773	5,468	6,641	86,797	43,064	146,863	145,881
2003年	125,436	83,651	12,212	71,441	30,637	5,123	5,935	86,480	38,865	134,414	133,522
2004年	130,611	92,008	17,150	74,858	27,469	5,223	5,911	93,306	37,305	133,279	131,313
2005年	138,966	94,850	19,156	75,694	30,657	5,310	8,149	95,370	43,596	136,152	136,567
2006年	136,214	98,886	22,041	76,845	20,711	5,852	10,765	98,795	37,419	134,845	142,913
2006年10月	9,118	6,942	1,475	5,467	1,436	415	326	6,619	2,499	139,021	10,083
11月	9,518	7,023	1,486	5,537	1,426	459	610	6,924	2,595	136,928	11,689
12月	11,736	9,052	1,751	7,302	1,623	530	531	8,740	2,997	134,845	13,775
2007年1月	9,624	7,694	1,684	6,011	1,240	425	265	7,477	2,148	133,681	10,210
2月	10,318	7,132	1,372	5,760	2,310	484	391	7,186	3,132	133,709	11,644
3月	23,973	17,208	3,001	14,206	4,385	708	1,672	16,871	7,102	138,503	19,212
4月	8,298	6,811	1,558	5,253	784	440	263	6,376	1,922	137,090	9,593
5月	10,466	7,894	1,826	6,069	961	429	1,181	7,747	2,718	137,504	10,827
6月	13,680	10,649	2,193	8,457	1,700	520	811	10,667	3,013	138,439	12,818
7月	8,121	6,111	1,548	4,563	1,060	503	445	5,870	2,250	136,746	10,007
8月	9,305	6,781	1,204	5,578	1,342	456	726	6,959	2,346	135,311	10,300
9月	15,669	12,284	2,297	9,987	1,594	618	1,173	11,553	4,116	135,728	14,672
10月	7,044	5,368	1,311	4,056	882	437	358	5,019	2,025	—	—

建設機械受注実績

(単位:億円)

年月	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	06年10月	11月	12月	07年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総額	9,748	8,983	8,667	10,444	12,712	14,749	17,465	1,383	1,403	1,676	1,388	1,954	1,549	1,700	1,671	1,747	1,748	1,739	1,663	1,662
海外需要	3,586	3,574	4,301	6,071	8,084	9,530	11,756	897	927	1,271	997	1,496	940	1,132	1,189	1,175	1,203	1,181	1,154	1,127
海外需要を除く	6,162	5,409	4,365	4,373	4,628	5,219	5,709	486	476	405	391	458	609	568	482	572	545	558	509	535

(注) 2000~2002年は年平均で、2003年~2006年は四半期ごとの平均値で図示した。

2006年10月以降は月ごとの値を図示した。

出典:国土交通省建設工事受注動態統計調査

内閣府経済社会総合研究所機械受注統計調査